

# 第18回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく)  
(書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

新株予約権等の状況  
業務の適正を確保するための体制  
業務の適正を確保するための体制の運用状況  
連結貸借対照表  
連結損益計算書  
連結株主資本等変動計算書  
連結注記表  
貸借対照表  
損益計算書  
株主資本等変動計算書  
個別注記表  
連結計算書類に係る会計監査報告  
計算書類に係る会計監査報告  
監査役会の監査報告

第18期 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

## 株式会社ティーケーピー

上記事項につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等の状況

### ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年2月28日現在)

		第4回新株予約権	
発行決議日		2016年12月13日	
新株予約権の数		225個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式	157,500株
		(新株予約権1個につき)	700株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり	600,600円
		(1株当たり)	858円)
権利行使期間		2018年12月14日から 2026年12月13日まで	
行使の条件		(注)	
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数	225個
		目的となる株式数	157,500株
		保有者数	2名

(注)

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。
4. 本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、以下の期間ごとに、次に定める条件に従い、その権利を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
  - (a) 株式公開日と新株予約権を行使することができる期間の開始日のいずれか遅い日(以下「権利行使開始日」という。)から2年後の応当日の前日までは、割当数の4分の1を行使することができる。
  - (b) 権利行使開始日から2年後の応当日から権利行使開始日の4年後の応当日の前日までは、割当数の4分の2から(a)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
  - (c) 権利行使開始日から4年後の応当日から権利行使開始日の6年後の応当日の前日までは、割当数の4分の3から(a)及び(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。
  - (d) 前各号にかかわらず、2024年12月14日と株式公開日のいずれか遅い日から2026年12月13日までは、割当数から(a)乃至(c)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

## ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

		第9回新株予約権	
発行決議日		2022年6月22日	
新株予約権の数		105,400個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき)	105,400株 1株
新株予約権の払込期日		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	1,782円 1,782円)
権利行使期間		2024年6月23日から 2032年6月22日まで	
行使の条件		(注)	
使用人等への 交付状況	当社使用人	新株予約権の数	104,800個
		目的となる株式数	104,800株
	子会社の役員及び使用人	交付対象者数	116名
		新株予約権の数	600個
		目的となる株式数	600株
		交付対象者数	1名

(注)

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員いずれかの地位にあることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。
3. 新株予約権者は、割当個数の一部又は全部を行使することができる。但し、新株予約権1個未満の行使はできないものとする。
4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権者は、以下の期間ごとに、次に定める条件に従い、その権利を行使することができる。但し、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。
  - (a) 2024年6月22日までは、割り当てられた新株予約権のすべてについて権利行使することができない。
  - (b) 2024年6月23日から2026年6月22日までは、割当数の2分の1について行使することができる。
  - (c) 2026年6月23日から2032年6月22日までは、割当数から(b)で行使した数を控除した数を上限として行使することができる。

## ③ その他新株予約権等の状況

2021年2月4日に発行した第三者割当による行使価額修正条項付第8回新株予約権については、2022年12月6日開催の取締役会決議に基づき、2023年2月20日付で割当先の大和証券株式会社よりその全てを取得・消却いたしました。

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。（最終改定 2022年2月18日）

### ① 業務運営の基本方針について

当社グループは、透明・公正・公平な高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、以下の行動指針を定める。

#### 【行動指針】

##### イ. 法令等の遵守

当社グループは、法令及び社会規範を遵守し社会的良識をもって行動します。

##### ロ. 健全な事業活動の遂行

当社グループは、お客様や取引先との癒着・談合・もたれ合いを排除した公正・自由な競争を基本に、高品質な商品・サービスを提供し、契約の遵守、共存共栄の精神をもって取引を行い、社会、お客様に信頼される健全な事業活動を行います。

##### ハ. 社会への貢献

当社グループは、業務活動への積極的参加、新しい雇用環境の創出、地域社会への積極的な協力など、社会の発展に貢献します。

##### ニ. 適法・適正な情報開示と情報管理

当社グループは、社会から信頼される「開かれた企業」を目指し、社会、お客様、株主に対して適法・適正・適時に企業情報を開示し、かつ適切な情報管理の徹底に努めます。

##### ホ. 働きやすい職場環境の実現

当社グループは、社員のゆとりと豊かさを実現し、働きやすい安全な職場環境を確保するとともに、社員の人格、個性を尊重します。

##### ヘ. 反社会的勢力に対する取り組み

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨みます。

##### ト. 情報セキュリティへの取り組み

当社グループは、業務上取り扱うお客様の情報資産、当社の情報資産及び個人情報不正アクセス、漏洩、改ざん等から守ることが社会的使命を果たすために重要であることを認識し、情報システム管理規程、顧客情報管理規程を制定し運用します。

チ. 周知徹底と率先垂範

経営陣は、自ら本指針の実践が最重要であることを認識し、率先垂範の上、社員への周知徹底と社内体制の整備を行います。また本指針の内容に反するような事態が発生した場合には、経営トップが率先して問題の解決に当たり、原因究明、再発防止に努め社会への迅速かつ的確な情報公開を行うとともに、自らも含めて厳正な処分を行います。

**② 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- イ. 取締役会については、取締役会規程の定めに基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営を確保する。
- ロ. 当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役会及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

**③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

重要な意思決定及び報告に関する文書の保存及び管理については、文書の作成、保存及び破棄に関する文書管理規程に従って対応する。

**④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- イ. 当社グループは当社代表取締役社長のもと、組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応は、経営企画部が行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部署が行うこととする。
- ロ. 各部門の責任者は、それぞれが自部門に整備するリスクマネジメント体制のもと、担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、適切な対策を実施するとともに、係るリスクマネジメント状況を監督し、定期的に見直す。

**⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- イ. 当社は、定例の取締役会を開催し重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。また取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役、監査役その他検討事項に応じた責任者が出席する経営会議を開催することにより当社グループの業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し慎重な意思決定を行う。
- ロ. 業務の運営・遂行については、中長期経営計画及び各年度の活動計画・予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部門への目標付与を行い、その目標達成に向けた具体策を立案、実行する。

**⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

コンプライアンス体制の維持のために内部監査室は内部監査を実施する。内部監査の重要監査領域としてコンプライアンスに係る監査を実施する。

**⑦ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- イ. 当社は、子会社の財務及び経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図る。これらの部署は、子会社との定期及び随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認する。
- ロ. 当社は、直接出資する子会社に対し、関係会社管理規程に基づき、当社に対する経営上の重要事項等の報告を義務づける。

**⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

必要に応じて監査役の業務補助のために監査役スタッフを置くこととし、その人事と評価については監査役の意見を尊重して決定する。

**⑨ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制**

- イ. 当社グループの取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生する又は発生する恐れがあるときは、速やかに監査役に報告する。
- ロ. 当社の取締役は、取締役会、経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。

**⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当該報告を監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

**⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項**

監査役職務の執行において生ずる必要な費用については、請求により速やかにこれを支払う。

**⑫ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、当社の代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
- ロ. 監査役は、会計監査人・内部監査部門と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人・内部監査部門に報告を求める。
- ハ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役又はその補助使用人から業務執行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められたときは迅速、適切に対応する。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 重要な会議の開催状況

経営及び業務執行に関わる意思決定機関として定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令、定款及び社内規程に定められた事項や経営方針及び予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次報告の業務について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

### ② コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役及び従業員に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的実施しております。

内部監査については、内部監査室が内部監査計画に基づき当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告しております。

また、内部通報制度については、窓口を設置し、内部通報窓口及び内部通報者の不利益な取り扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

### ③ リスク管理

各部署においてリスクの管理を行い、リスクの低減及び未然防止を継続的に図っているほか、進捗状況について定期的に取締役会に報告しております。

新規業務開始時のリスク管理については、経営企画部においてリスクの洗い出し及び評価を行うとともに、対応策の検討及び当該対応策の推進状況の点検を行うこととしております。

### ④ 監査役の監査体制

監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換のほか、会計監査人や内部監査室等と連携を図っており、また、取締役会への出席等による重要な会議への出席及び取締役・従業員へのヒアリング等を通じて、監査の実効性を確保しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	38,301	流動負債	12,467
現金及び預金	32,661	買掛金	588
売掛金	3,464	未払法人税等	1,173
その他	2,191	1年内償還予定の社債	485
貸倒引当金	△16	1年内返済予定の長期借入金	6,371
固定資産	33,788	その他	3,849
有形固定資産	23,765	固定負債	26,753
建物及び構築物	15,753	社債	1,980
土地	7,859	長期借入金	23,507
その他	152	繰延税金負債	67
無形固定資産	783	資産除去債務	896
のれん	90	その他	302
顧客関連資産	193	負債合計	39,221
その他	499	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,239	株主資本	32,620
投資有価証券	1,716	資本金	16,320
敷金及び保証金	5,802	資本剰余金	18,336
繰延税金資産	715	利益剰余金	△2,019
その他	1,004	自己株式	△18
		その他の包括利益累計額	201
		その他有価証券評価差額金	236
		繰延ヘッジ損益	△0
		為替換算調整勘定	△34
		新株予約権	47
		純資産合計	32,868
資産合計	72,089	負債純資産合計	72,089



# 連結損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		50,504
上		34,354
売上総利益		16,149
販売費及び一般管理費		12,574
営業外		3,575
受取配当金	7	
受取替証券の	20	
為替差損	143	
受入保証金の	120	
助成金の	77	
その他	115	483
営業外		
支払債	538	
社債	11	
支払手の	282	
その他	163	996
経常		3,062
特別利益		
固定資産	914	914
特別損		
減損	2,931	
債権放棄の	271	
事業整理	3,159	
その他	491	6,853
税金等調整前当期純損失(△)		△2,877
法人税、住民税及び事業税	1,588	
法人税等調整額	456	2,044
当期純損失(△)		△4,921
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△4,936

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年 3月 1日から )  
( 2023年 2月28日まで )

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	16,295	18,310	2,917	△17	37,505
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	18	18			37
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)	6	6			12
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△4,936		△4,936
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	25	25	△4,936	△0	△4,885
当連結会計年度末残高	16,320	18,336	△2,019	△18	32,620

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 株 主 支 持 配 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	255	△57	138	336	50	1,854	39,746
当連結会計年度変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)							37
新株の発行 (譲渡制限付株式報酬)							12
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△4,936
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額 (純額)	△19	57	△173	△135	△3	△1,854	△1,992
当連結会計年度変動額合計	△19	57	△173	△135	△3	△1,854	△6,878
当連結会計年度末残高	236	△0	△34	201	47	-	32,868

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 17社
- ・ 主要な連結子会社の名称  
有限会社品川配ぜん人紹介所

当連結会計年度において、日本リージャスホールディングス株式会社及び臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司につきましては、2023年2月1日に保有する全株式を譲渡したため、当該連結子会社2社とその子会社16社は連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数  
該当事項はありません。

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 関連会社の名称 株式会社ジーアップキャリアセンター
- ・ 持分法を適用しない理由  
当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる子会社は以下のとおりであります。

（決算日が12月31日の子会社）

TKP New York, Inc.

決算日が12月31日の海外連結子会社については、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物            2～41年

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。

また、企業結合において取得した顧客関連資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定し、6～12年にわたり償却しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、遊休不動産を活用して付加価値を加え、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット等として提供することで空間を再生する空間再生流通事業を行っており、フレキシブルオフィスは主に時間貸しの貸会議室及び月貸しのレンタルオフィスで構成されております。当社グループは顧客との契約に基づき、貸会議室、レンタルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット及びこれらに付随するサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で充足されることから、その時点において収益を認識しております。

なお、顧客に支払われる対価の一部及び他社が運営するポイントプログラムにかかるポイント負担金については、これらを控除した金額で収益として認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象…長期借入金の利息の一部及び外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社グループは堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。また、外貨建取引のうち、当社グループに為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づいて為替予約取引を行うこととしています。これらに関し、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引及び為替予約取引を行うものとしています。

## (二) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

## ⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、その投資の及ぶ期間（5～20年）にわたり定額法により償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は顧客に支払われる対価の一部及び他社が運営するポイントプログラムにかかるポイント負担金について、販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、これを控除した金額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識関係基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費がそれぞれ89百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純損失及び期首の利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産に区分掲記しておりました「工具、器具及び備品」及び「リース資産」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度まで固定負債に区分掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益に区分掲記しておりました「営業補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	23,765百万円
のれん	90百万円
顧客関連資産	193百万円
減損損失	2,931百万円

のれんの内訳は、有限会社品川配ぜん人紹介所の取得により発生した90百万円であり、顧客関連資産の内訳は同社により発生した193百万円であります。当連結会計年度において、日本リージャスホールディングス株式会社及び臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の全株式の譲渡を行ったため、これらの取得により発生したのれん及び顧客関連資産は当連結会計年度の連結貸借対照表に計上されておられません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、固定資産が帰属する資産グループの過去の実績及び将来キャッシュ・フローの見積りにより評価を行っております。なお、当連結会計年度において計上した減損損失については、6. 連結損益計算書に関する注記(2) 減損損失に記載しております。

将来キャッシュ・フローは、足許の受注状況、将来の出店計画、稼働率の予測、市場の動向など、現時点において入手可能な情報に基づいて合理的と考えられる様々な要因を考慮して見積もっており、新型コロナウイルス感染症の影響は収束し、2024年2月期の社会経済活動は正常化されるものと仮定しております。

当該見積りは、将来の不確実な状況の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において、重要な影響を及ぼす可能性があります。



## 5. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物及び構築物	9,355百万円
土地	6,914百万円
計	16,270百万円

#### ② 担保に係る債務

負債の種類	金額
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	45百万円
社債（銀行保証付無担保社債）	585百万円
1年内返済予定の長期借入金	450百万円
長期借入金	6,732百万円
計	7,812百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額 5,736百万円

### (3) 流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額

契約負債 611百万円

### (4) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,100百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,100百万円

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 特別損失その他の内訳は、次のとおりであります。

特別退職金	11百万円
支払手数料	454百万円
支払補償金	25百万円
計	491百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
東京都	その他	のれん	1,588
	事業用資産	建物及び構築物	95
		有形固定資産「その他」	0
台湾	その他	のれん	1,232
その他	事業用資産	建物及び構築物	13
		有形固定資産「その他」	0
計			2,931

当社グループは減損会計の適用にあたり、拠点別にグルーピングを行っており、遊休資産等については当該資産ごとにグルーピングを行っております。また、本社設備等の共用資産及びのれん等についてはより大きな単位でグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、上記記載の事業用資産について、当初想定していた収益を見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、使用価値を使用しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるためゼロとし、具体的な割引率の算定は行っておりません。

また、日本リージャスホールディングス株式会社及び同社の子会社54社の株式取得により発生したのれん並びに臺北雷格斯企業管理諮詢有限公司（現：臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司）他12社の株式取得により発生したのれんについて、当該株式の譲渡を決定したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。回収可能価額は、正味売却価額を使用しており、正味売却価額は株式譲渡契約書による売却金額を元に算定しております。

(3) 事業整理損

事業整理損は、日本リージャスホールディングス株式会社の全株式を譲渡したことにより発生した損失2,957百万円及び臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の全株式の譲渡に係る関係会社株式売却損496百万円から、日本リージャスホールディングス株式会社の全株式の譲渡に係る関係会社株式売却益293百万円を控除した純額であります。

**7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	42,279,985株
------	-------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	498,715株
------	----------

(4) 当連結会計年度の非支配株主持分の主な増減事由

連結子会社である株式会社TKPSPV-3号及び株式会社TKPSPV-4号が発行していた優先株式を取得したことによる減少1,854百万円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に照らして、必要資金を金融機関からの借入及び社債により調達しております。また、余剰資金に関しては安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払法人税等は、短期の支払期日であります。借入金及び社債は、主にM&Aの実行、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、終期は決算日後、最長で16年後であります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、外貨建取引のうち当社グループに為替変動リスクが帰属する場合における為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### (イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、売掛金、敷金及び保証金について、債権残高を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### (ロ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金については、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

外貨建取引のうち当社グループに為替変動リスクが帰属する場合においては、実需原則に基づいて為替予約取引を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が裁量担当者の承認を得て行っております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき定期的に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する事項におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券（*2）			
その他有価証券	1,714	1,714	-
敷金及び保証金	5,802	5,662	△139
資産計	7,517	7,377	△139
社債（*3）	2,465	2,448	△17
長期借入金（*4）	29,878	29,552	△326
負債計	32,344	32,000	△344
デリバティブ取引（*5）	△0	△0	-

（\*1）現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（\*2）市場価格のない株式等は投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1

（\*3）1年内償還予定の社債を含めて記載しております。

（\*4）1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	32,661	－	－	－
売掛金	3,464	－	－	－
敷金及び保証金	1,902	2,010	1,419	469
合計	38,029	2,010	1,419	469

(注) 2. 借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	6,371	4,278	5,398	2,864	1,696	9,269
社債	485	390	345	795	300	150
合計	6,857	4,668	5,743	3,659	1,996	9,419

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,714	－	－	1,714
資産計	1,714	－	－	1,714
デリバティブ取引 金利関連	－	△0	－	△0

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	5,662	－	5,662
資産計	－	5,662	－	5,662
社債	－	2,448	－	2,448
長期借入金	－	29,552	－	29,552
負債計	－	32,000	－	32,000

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

#### 敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 社債

元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金のうち固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利によるもの（金利スワップの特例対象を除く）は、金利が一定期間ごとに更改される条件となっていることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられ、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされたものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。これらはレベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

金利スワップの時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。



## 9. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報  
財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	空間再生流通事業
貸会議室室料	14,392
貸会議室オプション	5,125
料飲	1,860
宿泊	7,054
レンタルオフィス	14,517
レンタルオフィスオプション	4,925
その他	2,627
顧客との契約から生じる収益	50,504
その他の収益	-
外部顧客への売上高	50,504

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(イ)契約負債の残高

5. 連結貸借対照表に関する注記〔(3)流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額〕に記載のとおりであります。

(ロ)残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	785円70銭
(2) 1株当たり当期純損失	118円28銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(企業結合に関する注記)

事業分離

### 1. 日本リージャスホールディングス株式会社の株式譲渡

当社は、2022年12月6日開催の取締役会において、当社の特別目的会社を通じて保有する、日本リージャスホールディングス株式会社の発行済株式の全てについて三菱地所株式会社へ譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。この株式譲渡により、日本リージャスホールディングス株式会社及び同社の子会社は連結の範囲から除外しております。

#### (1)事業分離の概要

##### ① 分離先企業の名称

三菱地所株式会社

##### ② 分離した事業の内容

レンタルオフィス、コワーキングスペース等の管理・運営

##### ③ 株式譲渡の理由

日本リージャスホールディングスは、2019年5月の当社グループ傘下入り以降、主軸であるレンタルオフィスを積極的に展開・運営してきました。しかし、当初は想定していなかった新型コロナウイルス感染拡大により、当社事業が大きな影響を受ける中、日本リージャスの新規出店に係るCAPEXが、当社が創業以来主軸としてきた貸会議室事業と比較すると大きい点が課題となっております。三菱地所株式会社はオフィスや商業施設の開発・賃貸事業を展開する企業であり、オフィス運営の実績とノウハウを有しております。日本リージャスのさらなる成長及び当社グループ全体における経営資源の最適配分の観点より、このたび株式譲渡を決定いたしました。

④ 事業分離日

2023年2月1日

⑤ 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

関係会社株式売却益	293百万円
-----------	--------

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	8,728百万円
固定資産	11,655百万円
資産合計	20,384百万円
流動負債	13,624百万円
固定負債	2,621百万円
負債合計	16,246百万円

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と、対価として受け取る現金の差額である関係会社株式売却益293百万円は、6. 連結損益計算書に関する注記「(3) 事業整理損」に記載のとおり、事業整理損に含めて特別損失に計上しております。

(3)譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは単一セグメントであり、空間再生流通事業に含まれております。

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益

売上高	17,613百万円
営業利益	875百万円

## 2. 臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の株式譲渡

当社は、2022年12月6日開催の取締役会において、当社の特別目的会社を通じて保有する、臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の発行済株式の全てについてIWG Group Holdings Sarlへ譲渡することを決議し、株式譲渡契約を締結いたしました。この株式譲渡により、臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司及び同社の子会社は連結の範囲から除外しております。

### (1)事業分離の概要

#### ① 分離先企業の名称

IWG Group Holdings Sarl

#### ② 分離した事業の内容

レンタルオフィス、コワーキングスペース等の管理・運営

#### ③ 株式譲渡の理由

臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司は、台湾においてリージャス事業を展開する当社グループ会社であり、2019年9月の当社グループ傘下入り以降、主軸であるレンタルオフィスを積極的に展開・運営してきました。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大や国際情勢の変化等が発生し、日本法人である当社が、台湾にて子会社を運営することに地政学的な課題が発生しておりました。IWG Group Holdings Sarlは2019年9月に当社が臺北雷格斯企業管理諮詢有限公司（現：臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司）他12社を譲り受けた際の譲渡者であると同時に、リージャスブランドのマスターフランチャイザーであり、フレキシブルオフィスの運営ノウハウを有しております。台湾においてリージャス事業を運営する各社のさらなる成長及び当社グループ全体における経営資源の最適配分の観点より、このたび株式譲渡を決定いたしました。

#### ④ 事業分離日

2023年2月1日

#### ⑤ 法的形式を含む取引の概要

受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

(2)実施した会計処理の概要

① 譲渡損益の金額

関係会社株式売却損 496百万円

② 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳  
譲渡先との守秘義務により、非開示としております。

③ 会計処理

当該譲渡株式の連結上の帳簿価額と、対価として受け取る現金の差額である関係会社株式売却損496百万円は、6. 連結損益計算書に関する注記「(3) 事業整理損」に記載のとおり、事業整理損に含めて特別損失に計上しております。

(3)譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

当社グループは単一セグメントであり、空間再生流通事業に含まれております。

(4)当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益

譲渡先との守秘義務により、非開示としております。

## 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,053	流動負債	11,177
現金及び預金	27,937	買掛金	592
売掛金	3,297	未払金	1,358
前払費用	1,048	未払法人税等	1,102
その他	785	1年内償還予定の社債	485
貸倒引当金	△15	1年内返済予定の長期借入金	5,948
固定資産	32,084	その他	1,690
有形固定資産	8,931	固定負債	19,869
建物	6,665	社債	1,980
土地	2,059	長期借入金	16,429
その他	206	資産除去債務	831
無形固定資産	487	その他	628
ソフトウェア	66	負債合計	31,047
ソフトウェア仮勘定	411	(純資産の部)	
その他	8	株主資本	33,795
投資その他の資産	22,666	資本金	16,320
投資有価証券	1,708	資本剰余金	18,335
関係会社株式	3,907	資本準備金	16,275
関係会社長期貸付金	11,399	その他資本剰余金	2,060
敷金及び保証金	6,413	利益剰余金	△843
繰延税金資産	1,833	圧縮積立金	14
その他	1,105	繰越利益剰余金	△858
貸倒引当金	△3,701	自己株式	△18
		評価・換算差額等	248
		その他有価証券評価差額金	248
		繰延ヘッジ損益	△0
		新株予約権	47
		純資産合計	34,090
資産合計	65,137	負債純資産合計	65,137

# 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	29,934
上	18,161
総	11,773
売上費及び一般管理費	7,309
営業外	4,463
受取利息	2
受取利息	428
受取利息	74
受取利息	22
受取利息	63
受取利息	50
受取利息	641
受取利息	355
受取利息	11
受取利息	273
受取利息	11
受取利息	651
経常利益	4,453
特別利益	914
特別利益	1,513
特別利益	9,474
特別利益	106
特別利益	2,636
特別利益	491
特別利益	14,222
特別利益	△8,855
特別利益	1,039
特別利益	△115
特別利益	923
特別利益	△9,779

## 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	16,295	16,250	2,060	18,310	16	8,918	8,935	△17	43,523
当 期 変 動 額									
新株の発行（新株 予約権の行使）	18	18		18					37
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）	6	6		6					12
圧縮積立金の取崩					△2	2	-		-
当期純損失(△)						△9,779	△9,779		△9,779
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	25	25	-	25	△2	△9,776	△9,779	△0	△9,728
当 期 末 残 高	16,320	16,275	2,060	18,335	14	△858	△843	△18	33,795

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	268	△57	211	50	43,784
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株 予約権の行使）					37
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）					12
圧縮積立金の取崩					-
当期純損失(△)					△9,779
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△19	57	37	△3	34
当期変動額合計	△19	57	37	△3	△9,694
当 期 末 残 高	248	△0	248	47	34,090



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

##### (イ) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ

時価法

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～41年
----	-------

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費及び株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …金利スワップ取引及び為替予約取引

ヘッジ対象 …長期借入金の利息の一部及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

当社は堅実経営に則り、ヘッジ取引を行っております。長期借入金の金利に関しては、金利変動リスクを回避し、キャッシュ・フローを固定化する目的で金利スワップ取引を行うものとしております。また、外貨建取引のうち、当社に為替変動リスクが帰属する場合において、その為替リスクヘッジのため、実需原則に基づいて為替予約取引を行うこととしております。これらに関し、リスクヘッジの手段として金利スワップ取引及び為替予約取引を行うものとしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。また、為替予約取引に関しては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、遊休不動産を活用して付加価値を加え、フレキシブルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット等として提供することで空間を再生する空間再生流通事業を行っており、フレキシブルオフィスは主に時間貸しの貸会議室及び月貸しのレンタルオフィスで構成されております。当社は顧客との契約に基づき、貸会議室、レンタルオフィス、ホテル、宿泊研修施設、バンケット及びこれらに付随するサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は、顧客にサービスを提供した時点で充足されることから、その時点において収益を認識しております。

なお、顧客に支払われる対価の一部及び他社が運営するポイントプログラムにかかるポイント負担金については、これらを控除した金額で収益として認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

連結注記表の「2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

連結注記表の「2. 会計方針の変更に関する注記」をご参照ください。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、有形固定資産に区分掲記しておりました「工具、器具及び備品」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、流動負債に区分掲記しておりました「前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「営業補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
有形固定資産	8,931百万円
減損損失	106百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の「4. 重要な会計上の見積りに関する注記（固定資産の減損）」をご参照ください。

(関係会社に対する投融資の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額
関係会社株式	3,907百万円
関係会社長期貸付金	11,399百万円
貸倒引当金	△3,701百万円
関係会社株式評価損	1,513百万円
債権放棄損	9,474百万円
貸倒引当金繰入額	2,636百万円

関係会社株式の主な内訳は、日本リージャスホールディングス株式会社及び臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の株式を保有していた特別目的会社の株式1,495百万円及び当社が運営する宿泊施設を保有する特別目的会社の株式1,845百万円であります。関係会社長期貸付金の主な内訳は、臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の株式を保有していた特別目的会社に対する貸付金3,889百万円及び当社が運営する宿泊施設を保有する特別目的会社に対する6,539百万円であります。

貸倒引当金の主な内訳は、臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の株式を保有していた特別目的会社に対する貸付金にかかる2,632百万円と、TKP New York, Inc.に対する貸付金にかかる971百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、取得価額で貸借対照表に計上しており、直近期末の財務数値及び傘下子会社の超過収益力を勘案した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理をしております。

関係会社長期貸付金は、貸付先の財政状態や将来キャッシュ・フローを総合的に勘案して回収可能性を評価し、回収不能と見込まれる金額について貸倒引当金を計上しております。

当事業年度において、日本リージャスホールディングス株式会社及び臺北雷格斯企業管理諮詢股份有限公司の株式の譲渡を行ったため、これらの株式を保有していた特別目的会社等に対し、関係会社株式評価損1,513百万円、債権放棄損9,474百万円、貸倒引当金繰入額2,636百万円を計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は収束し、2024年2月期の社会経済活動は正常化されるものと仮定しております。

当該見積りは、将来の不確実な状況の変化により、翌事業年度の計算書類において、重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

資産の種類	金額
建物	3,071百万円
土地	2,046百万円
その他	32百万円
計	5,150百万円

#### ② 担保に係る債務

負債の種類	金額
1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	45百万円
社債（銀行保証付無担保社債）	585百万円
1年内返済予定の長期借入金	163百万円
長期借入金	1,597百万円
計	2,390百万円

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産に係る減価償却累計額	3,962百万円
------------------	----------

### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社TKPSPV-1号	716百万円
株式会社TKPSPV-3号	2,823百万円
計	3,540百万円

### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	62百万円
長期金銭債権	784百万円
短期金銭債務	131百万円

### (5) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	6,100百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,100百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

#### 営業取引による取引高

売上高	16百万円
営業費用	1,212百万円

#### 営業取引以外による取引高

営業外収益	450百万円
特別損失	9,474百万円

### (2) 特別損失その他

特別損失その他の内訳は、次のとおりであります。

特別退職金	11百万円
支払手数料	454百万円
支払補償金	25百万円
計	491百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	506,545株
------	----------

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入超過額	911百万円
減価償却超過額	254百万円
資産除去債務	261百万円
未払事業税	92百万円
未払事業所税	52百万円
未払賞与	83百万円
フリーレント家賃	46百万円
関係会社株式評価損	518百万円
投資有価証券評価損	18百万円
その他	382百万円
繰延税金資産小計	<u>2,622百万円</u>
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	<u>△537百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,085百万円</u>
繰延税金負債	
建物附属設備(資産除去債務)	△127百万円
その他有価証券評価差額金	△109百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	<u>△252百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,833百万円</u>



## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### ①役員及び主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
役員及びその者が権数を有している会社等	アパホテル株式会社	-	物件の賃貸借	新型コロナウイルス感染者用宿泊療養施設の貸出 (注) 1.	3,945	売 掛 金	671
役員及びその者が権数を有している会社等	アパホールディングス株式会社	-	当社子会社株式の保有	関係会社株式の取得 (注) 2.	1,800	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格等の取引条件は、一般的な取引条件と同様に決定しております。
2. 当社子会社である株式会社TKPSPV-3号及び株式会社TKPSPV-4号が発行するA種優先株式を取得したものであり、取得価額は各子会社が株式発行時に同社より払込を受けた金額と同額であります。

②子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 との 関 係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	TKP New York, I n c .	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の回収 (注) 2.	0	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	970
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-1号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注) 1.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,371
				債務保証 (注) 3.	716	-	-
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-3号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	債務保証 (注) 4.	2,823	-	-
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-4号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注) 1.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	890
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-6号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注) 1.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,645
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-8号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	債権放棄 (注) 5.	720	-	-
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-9号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の回収	33,850	-	-
				債権放棄 (注) 6.	9,456	-	-
子 会 社	株 式 会 社 TKPSPV-10号	所有 直接 100.0%	役 員 の 兼 務 資 金 の 援 助	資金の貸付 (注) 1. (注) 7.	-	関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,889
				立 替 金 の 回 収	1,170	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、当社の借入利率に基づいて利率を合理的に算定しております。
2. TKP New York, Inc.に対する債権について、970百万円の貸倒引当金を計上しております。  
また、当事業年度における貸倒引当金戻入額は0百万円であります。
3. 株式会社TKPSPV-1号の金融機関からの借入の一部（借入残高716百万円）について、債務保証を行っているものであり、保証料の受領は行っていません。
4. 株式会社TKPSPV-3号の金融機関からの借入（残高2,823百万円）について、債務保証を行っているものであり、保証料の受領は行っていません。

5. 債権放棄は同社の解散を決定したことに伴い行ったものであり、計上していた貸倒引当金702百万円を取り崩し、17百万円の債権放棄損を計上しております。
6. 債権放棄は同社の解散を決定したことに伴い行ったものであり、9,456百万円の債権放棄損を計上しております。
7. 株式会社TKPSPV-10号に対する債権について、2,632百万円の貸倒引当金を計上しております。

#### 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「9.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	814円96銭
(2) 1株当たり当期純損失	234円32銭

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社ティーケーピー  
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 香川 順  
指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 杉原伸太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーケーピー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断し

た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### **連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### **利害関係**

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月26日

株式会社ティーケーピー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 香川 順
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 杉原伸太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーケーピーの2022年3月1日から2023年2月28日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月26日

### 株式会社ティーケーピー監査役会

常勤監査役	曾我部 義矩 ㊟
監査役	重 隆憲 ㊟
監査役	早川 貴之 ㊟

(注) 監査役曾我部義矩及び監査役重隆憲は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上